

介護保険住宅改修における実地調査について

1 目的

介護保険制度における「介護給付適正化」は、利用者の心身の状況に合った適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることにより、制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な制度構築に資するものとされています。

介護給付適正化事業は、介護保険法第115条の45第3項第1号において、地域支援事業に位置付けられ、令和6年度介護保険の制度改正で「住宅改修等の点検」はケアプラン点検と併せて再編され、「要介護認定の適正化」「ケアプラン点検」「縦覧点検・医療情報との突合」が主要3事業となりました。

川西町では、住宅改修の点検等を実施し、必要に応じて申請者の居宅を訪問し、実地調査を行うことにより、「住宅改修」の適正化をさらに推進することとしています。

平成30年度からは、保険者機能強化推進交付金の評価項目に、住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビリテーション専門職等（以下「各専門職等」）が適切に関与する仕組みの設置の有無が、評価項目に定められています。

2 調査内容

住宅改修の対象となる改修工事について、事前相談・申請内容等に関する調査、住宅改修の給付内容の評価、改修内容についての助言・指導等を行います。

3 調査の流れ

(1) 申請前相談又は事前申請書類の受理

(2) 書類確認

川西町から、担当介護支援専門員等に疑問点等の確認を行います。

※退院前訪問指導を実施している場合、担当介護支援専門員等を通じて、現場を確認した専門職に対して意見照会を行うことがあります。

(3) 日程調整

現地確認が必要な場合、川西町より担当介護支援専門員等に利用者及び施工業者、各専門職等との日程調整を依頼します。

(4) 実地調査

関係者立会いのもと、申請内容との整合性を確認し、改修内容が適正か調査し、必要に応じて助言・指導等を実施します。

(5) 申請書類の修正

担当介護支援専門員・施工業者は、指示を受けた書類の追加・修正を行います。

(6) 住宅改修事前申請の確認通知の送付

※事前申請から支給までの全体の流れについては、別の「事前申請における住宅改修費の支給の流れ【川西町】」を御確認ください。

4 対象の選定方法

平成 29 年 7 月 7 日老介初 0707 第 1 号「介護給付適正化の計画策定に関する指針について」の中で、「住宅改修の点検については、改修費が高額と考えられるもの、改修規模が大きく複雑であるもの、提出書類や写真からは現状が分かりにくいケース等を特に留意すること。」とされていることから、川西町においても、上記指針を踏まえて実地調査が必要と判断した事案を対象とします。

5 事業者に対する質問・検査等

介護保険法第 45 条第 8 項及び同法第 57 条 8 項の規定により、住宅改修の支給に関して必要あると認めるときは、住宅改修を行う者又は住宅改修を行った者に対して、報告、帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、関係者への出頭を求め、又は事業所へ立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができることとされていますので、川西町から実地調査が必要と判断された事案については、速やかに対応してください。

6 調査の時期

調査の時期については、事前申請後（工事前）を基本としますが、住宅改修が完了後、確認が必要と判断した場合は、その改修内容、金額等についても評価の対象とします。

7 実地調査に要する期間

申請前相談・事前申請書類が提出されてから、書類審査で実地調査を行うケースと判断し、実地調査に入り、審査結果を通知するまでの期間は約 1 カ月程度です。（実地調査を行う場合は、書類のみでは審査を行うことができないケース等も含まれるため、書類の再提出等を含め、約 1 カ月程度を見込んでいますが、ケースによって所要期間は変動します。）